

島根県立平田高等学校 暁星会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、島根県立平田高等学校暁星会（以下「本会」という。）と称し、事務局を島根県出雲市平田町1番地の母校内におく。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦修養を図り、母校発展に寄与することを目的とする。

2 本会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 名簿の作成
- (3) 修養に関する事業
- (4) 母校の後援、発展のための事業
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第3条 本会は、正会員及び特別会員をもって組織する。

2 正会員は、次に掲げる母校の卒業生とする。

平田町外十カ村組合立平田農業学校	簸川郡平田農学校
簸川郡立平田農学校	簸川郡立平田実業学校（大正12年県立移管）
島根県立平田高等実業女学校	島根県立平田高等実業学校（農学部・女学部）
島根県立平田農業学校	島根県立平田高等女学校
島根県立平田農林学校	島根県立平田農林、平田高女付設中学校
島根県立平田高等学校	

3 前項に掲げる母校の中途退学者は、会長の承認を得て正会員になることができる。

4 特別会員は、母校の現教職員及びこの職にあった者とする。

(組織)

第4条 本会に支部及び幹事会並びに県外組織を設けることができる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理事 各地区から若干名
- (4) 監事 3名
- (5) 事務局員 若干名

2 役員を選出は、次の方法で行う。

- (1) 理事は、各地区から選出する。
- (2) 会長、副会長、監事は、理事会において選出する。
- (3) 副会長のうち1名は、学校長とする。
- (4) 事務局員は、会長が任命する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第6条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(任務)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を議決し執行にあたる。
- (4) 監事は、会計及び業務執行状況を監査する。
- (5) 事務局は、会務を掌り、会計事務を処理する。

(6) 理事会は、本会活動の中核となり、会長の諮問に答え、また意見を具申する。

(総会)

第8条 総会は、本会の最高議決機関であって年1回開くことを原則とし、必要に応じて臨時に開催することができる。ただし、理事及び支部役員、幹事並びに県外組織代表等による合同役員会をもって総会に代えることができる。

2 総会は、次の各号に関することを議決する。

- (1) 会則の変更に関すること
- (2) 本会の運営に関する重要事項
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算

(理事会)

第9条 理事会は、会長、副会長、理事、監事で構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会で決議できる事項は、次のとおりとし、会長が議長を務める。

- (1) 予算・決算に関する承認事項
- (2) 議事に関する事項
- (3) 会則の改正、運営上必要な細則の制定に関する事項
- (4) 第2条第2項に定める事業に関する事項
- (5) その他、会務執行上の重要な事項

(議決)

第10条 会議の議決は、出席者の過半数による。賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

ただし、会議に出席できないときは、書面により表決を代理人に委任することができる。

(会費等)

第11条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、その他の収入をもって充当する。

2 正会員は入会の際、入会金及び終身会費を納入するものとする。その金額については、理事会で決定する。

(会計)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(支部)

第13条 第4条に定める支部は、地域毎に組織する。

2 支部には、支部長及び必要な役員を置く。

3 支部を新たに設けたときには、事務局に会員名、役員名その他必要な事項を報告するものとする。

4 支部長は、理事を兼ねることができるものとする。

5 支部会員は、住所、氏名、職業等に異動を生じた際には、その都度支部に報告し、支部長は、事務局に報告するものとする。

6 支部の経費は、その支部の負担とする。

(幹事会)

第14条 幹事は、各期の各学級よりそれぞれ1名選出する。

2 第4条に定める幹事会は、各期毎に組織する。

3 会員は、住所、氏名、職業等に異動を生じた際には、その都度各学級の幹事に報告し、幹事は、事務局に報告するものとする。

(県外組織)

第15条 第4条に定める県外組織は、会員相互の親睦と連帯を図るために組織することができる。

附 則

この会則は、平成5年7月から施行する。

この会則は、平成23年11月26日から施行する。

この会則は、平成24年10月25日から施行する。

この会則は、平成26年9月19日から施行する。

この会則は、令和2年4月1日から施行する。